

業務仕様書

1 業務名

札幌市におけるロケ撮影誘致及び実写映像制作人材の育成に係る調査、企画業務

2 背景と目的

札幌市では、令和3年度に「第2期札幌市映像活用推進プラン」を策定し、映像の力を活用して「市民が誇りを持って暮らす魅力あふれる都市」さっぽろの実現を目指すことを基本理念とし、映像の力を活用した「経済活性化」と映像の力を活用した「地域活性化」を基本目標として定めた。

この理念及び目標の達成のためには、①創造力の強化(作る)、②映像活用の促進(使う)、③シビックプライドの醸成(知る)といった基本方針に沿った、当財団のクリエイティブ産業振興事業が効果的、効率的に実施されることが必要である。

現在、クリエイティブ産業振興課では、市内映像産業に対する様々な支援事業を行っているが、その内、「ロケ撮影誘致」及び「実写映像制作に係る人材育成」に関する事業については、昨今の新型コロナウイルスの流行に伴う環境変化、新たな技術や機材の登場による制作手法の変化、サブスク配信動画やインターネット広告動画等の成長による市場動向の変化等が激しく、より一層の情報収集やノウハウの蓄積、各関係者とのネットワーク強化が求められる。

こうした状況から、本業務は、市内映像関係事業者（以下、「市内事業者」という。）の現状やニーズを把握した上で、市内事業者にとってより効果的なロケ撮影誘致を行うための情報収集及びそれに基づく分析を行い、さらに、誘致したロケ撮影への参画をはじめとした、市内事業者の活躍機会の拡大を実現するために必要な技術や人材等を分析し、今後の当課における実写映像制作に係る人材育成事業の企画立案を行うものである。なお、人材育成事業の企画立案においては、市内事業者が自ら良質な映像コンテンツを制作しマネタイズするために必要な知識や技術、及び、産業人口拡大のために求められる支援等についても調査・分析し、企画へ反映するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務内容

受託者は、上記2の目的及び以下の業務内容を満たす効果的なプログラムを設計し、実施するものとする。

なお、業務内容は現時点での予定であり、今後、企画提案の結果によって委託者と受託者が協議し、調整するものとする。

また、業務実施にあたっては、市内事業者及び国内外の映像産業についての広い知見や、ネットワークを有している者を担当者として配置すること。

(1) 市内事業者の現状調査及びニーズ把握

札幌市内に事業所を有する映像制作事業者（企画、プロデュース等を含む）、映像制作に係るコーディネーター、機材、車両レンタル、俳優事務所等の市内事業者にヒアリングを行い、事業範囲や得意分野、ロケ撮影等映像制作への参入状況、人材確保、育成等に関する現状を調査し、ロケ撮影誘致及び実写映像制作に係る人材育成事業に対するニーズを把握、分析すること。

なお、ヒアリングを実施する事業者（フリーランス、地元テレビ局等を含む）は指定しないが、業務目的を達成するために十分な業種、事業者、事業者数（※事業者数については20者程度を目安とする。）を設定し、実施すること。

(2) ロケ撮影誘致のための海外及び首都圏における映像制作の現状調査・分析

海外映像事業者の映像制作やロケ地選定の現状、海外の国や自治体の映像制作に対する支援状況等を調査し、市内事業者の参入や共同制作の可能性、札幌市内及び北海道内のロケーションに対するニーズ等について分析すること。

また、海外及び首都圏の事業者に対する札幌市内へのロケ撮影誘致にあたって求められる条件、技術、環境、ネットワーク、コネクション等についても調査・分析を行うこと。

調査・分析にあたっては、その国の言語、歴史、習慣等も考慮することし、さらに、事業者へのヒアリング等の際には、以後の誘致活動を念頭に、委託者とのコネクションやネットワーク形成に結びつく相手方、手法等を検討し、実施すること。

なお、実施にあたっては、市内事業者にとっての利益や技術力の向上、コネクション形成及び市内事業者の販路拡大、映像関連事業者の企業誘致等につながることを最優先事項とし、観光誘客やシティプロモーションについては、ロケ誘致の結果期待する二次的波及効果として取り扱うこと。

また、調査・分析を行う国、事業者、その数等は指定しないが、業務目的を達成するために十分な地域、国数、事業者等を設定し、実施すること。

(3) 実写映像制作に係る人材育成事業の企画立案

(1)、(2)の成果を踏まえて、誘致したロケ撮影への参画をはじめとした、市内事業者の活躍機会の拡大を実現するために必要な技術や人材等を分析し、今後の当課における実写映像制作に係る人材育成事業の企画立案を行うこと。なお、企画は現実的に実施可能な内容で、継続的に活用し効果を発揮できる計画とすること。また、企画立案においては、市内事業者が自ら良質な映像コンテンツを企画・制作し、マネタイズするために必要な知識や技術、及び、産業人口拡大のために求められる支援等についても調査・分析し、企画へ反映すること。

(4) 資料作成及び成果品の提出

上記(1)から(3)の各業務の実施内容及び結果について資料にまとめ、成果品として提出すること。なお、成果品については、上記(1)から(3)の各業務が完了した都度作成、提出することとし、作成にあたっては、担当者と事前に内容等の確認調整をすること。また、提出にあたっては、委託者の定める様式で業務完了届を併せて提出すること。

成果品はPDFデータで提出することとし、その元となるワード、パワーポイント等のデータも提出すること。

5 委託料の支払い

委託料には本業務を遂行するために必要な一切の経費を含み、原則としてすべての業務完了後に一括して支払う。

ただし、上記4(1)、(2)の各業務が完了した都度、(4)に基づき提出される成果品及び業務完了届をもって部分検査を実施するため、各業務が部分検査に合格した場合は、受託者からの請求に基づき、以下に定める契約金額に対する割合の範囲内で部分払いを行うことができる。

- (1) 市内事業者の現状調査及びニーズ把握
契約金額の30%（千円未満切り捨て）
- (2) ロケ撮影誘致のための海外及び首都圏における映像制作の現状調査・分析
契約金額の30%（千円未満切り捨て）

6 環境への配慮

本業務においては、環境負荷軽減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

7 その他特記事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者よりデータ等の廃棄の指示を受けた時は、速やかに当該内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(3) 個人情報の留意事項

個人情報を扱う際は、個人情報の保護に関する法律を厳守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めること。

(4) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得るこ

と。

(5) 再委託の禁止

受託者は本業務を全て第三者に委託し、または請け負わせることができない。ただし、あらかじめ当財団の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(6) 実施報告に係る留意事項

本業務実施報告については、明確な記述とするように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説又は注釈を付記すること。また、報告書等の納入後、委託者において実施する履行検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正または追加を行うこと。また、委託者は、本業務の報告書に個別の企業情報等を除く修正を加えたものを、ホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて報告書を作成すること。

(7) 著作権等

受託者は、委託者に対し、当該事業に基づく成果物（以下「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

受託者は、本著作物に関する著作人格権を、委託者または委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権、その他特許権及び商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(8) 委託者との連携

受託者は、業務実施にあたって委託者とのコミュニケーションを密にすることとし、各ヒアリングへの委託者の同行、定期的な状況報告及び打合せの実施、適時の情報交換によるお互いが得た最新情報の調査・分析への反映等、委託者の意向を踏まえつつ、連携しながら業務を実施すること。

8 委託者担当部署

〒003-0005 札幌市白石区東札幌 5 条 1 丁目 1 番 1 号 札幌市産業振興センター内
一般財団法人さっぽろ産業振興財団 クリエイティブ産業振興課 担当：福田、李
電話：011-817-5711 E-mail: info@screensapporo.jp